

第5節 基本方針に基づく施策の展開

1. 施策の体系

基本方針に基づく施策の体系は次のとおりです。

基本
方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

◎：主な取組主体 ○：取組を支援又は関係している主体

施策と主な取組	取組主体			区分	
	市民	事業者	市		
施策1-1 リデュース（発生抑制） の推進（食品ロス）	(1) 家庭における食品ロスの削減	◎		○	拡充
	(2) 飲食店等における食品ロスの削減		◎	○	拡充
	(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR		○	◎	継続
	(4) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究			◎	新規
	(5) 未利用食品を活用するための活動の支援	○	○	◎	拡充
施策1-2 リデュース（発生抑制） の推進（食品ロス以外）	(1) 使い捨てプラスチックの削減	◎	◎	○	新規
	(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応	◎	◎	◎	新規
	(3) 水切りの普及啓発	◎	◎	○	継続
	(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	◎		○	継続
	(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進		◎	○	継続
	(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上		◎	○	継続
	(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続	○	○	◎	拡充
施策1-3 リユース（再使用） の推進	(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	○		◎	継続
	(2) リサイクルショップ等の民間事業者に関する情報提供		○	◎	継続
施策1-4 リサイクル（再生利用） の推進	(1) 家庭系生ごみの資源化	○	○	◎	新規
	(2) 紙おむつの資源化	○	○	◎	新規
	(3) 事業系ごみの最適な資源化		○	◎	新規
	(4) ごみと資源物の分別徹底	◎	◎	○	継続
	(5) 店舗等の店頭回収の促進	○	○	◎	継続

基本方針
2

ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策と主な取組		取組主体			区分
		市民	事業者	市	
施策2-1 市民に対する働きかけ	(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発	○		◎	継続
	(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	○		◎	継続
	(3) 多様なツールによる情報発信	○		◎	継続
	(4) 学校等における環境教育等の推進	○		◎	継続
	(5) 地域での環境学習や3Rの取組支援	○		◎	継続
	(6) 不適正な排出に対する指導	○		◎	継続
施策2-2 事業者に対する働きかけ	(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供		○	◎	継続
	(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導		○	◎	継続

基本方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

施策と主な取組		取組主体			区分
		市民	事業者	市	
施策3 適正かつ持続可能なごみ処理の推進	(1) ごみの適正処理の推進			◎	継続
	(2) 処理における環境負荷の低減			◎	継続
	(3) 処理経費の削減に向けた検討			◎	継続
	(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進			◎	継続

基本方針
4

市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策と主な取組		取組主体			区分
		市民	事業者	市	
施策4-1 市民サービスの向上	(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討	○		◎	継続
	(2) 分別しやすい排出方法の検討			◎	継続
施策4-2 事業者の適正処理に向けた環境整備	(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討		○	◎	継続
	(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート		◎	○	継続

基本方針
5

市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

施策と主な取組		取組主体			区分
		市民	事業者	市	
施策5-1 市民、事業者、行政の 連携・協働体制の整備と 取組の推進	(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政の連携した取組	◎	◎	◎	継続
	(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	◎	◎	◎	継続
	(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	○	○	◎	継続
	(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ	○	○	◎	継続
施策5-2 事業所としての 市の取組	(1) 市施設における3Rの取組			◎	継続
	(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進			◎	継続

基本方針
6

将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

施策と主な取組		取組主体			区分
		市民	事業者	市	
施策6 将来にわたる安定的なごみ 処理体制の構築	(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築			◎	新規
	(2) バックアップ体制の構築			◎	新規
	(3) 災害時の協力支援体制			◎	新規
	(4) ごみ処理施設等のあり方の検討			◎	継続

2. 施策の展開



基本
方針
1

ごみの発生抑制を最優先とした3Rの取組の拡充

施策1-1 リデュース（発生抑制）の推進（食品ロス）

食品ロスを発生させることは、資源を無駄にするということだけではなく、ごみを処理する際にエネルギーが使用され、温室効果ガスが発生するとともに、処理をするための費用もかかることとなります。このため、食品ロスを削減することにより、家計の負担や地方公共団体の財政支出の軽減、温室効果ガス排出量の削減が図られ、食品の生産や廃棄に関わるエネルギーや労働力等の無駄を抑えることにつながります。

本計画では、食品ロスの削減をリデュース（発生抑制）の推進を図るための中心的な施策に位置付け、これまでも消費者や事業者と連携・協働を図りながら施策の推進を図ってきており、引き続き、食品ロス削減推進法の基本的施策の考え方を踏まえて、社会情勢を考慮しながら取組を拡充します。

【主な取組】

(1) 家庭における食品ロスの削減

市民が食品ロスの削減に自発的に取り組むことができるよう、その重要性についての理解や意識を高めるための啓発を進めるとともに、第3期食育推進計画に「食からはじまる環境づくり」として食の3Rの推進を位置付けており、引き続き、食育に関する取組と連携しながら推進を図ります。

家庭では、排出される手つかずの食品や食べ残し等の減量に努めることが必要です。市は、暮らしの中で意識して実践できる内容の普及啓発として、賞味期限や消費期限の違いなど期限表示の正しい理解の促進、食材の使い切りや保存方法、食べ切りに関し、市の刊行物やパンフレットを通じて周知を図ります。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック」の周知を図ります。

(2) 飲食店等における食品ロスの削減

本市は観光地であるため、事業所の中で宿泊業・飲食サービス業が17.9%（平成28年度（2016年度））と最も高い割合を占め、生ごみが多く排出されています。そのため飲食関連事業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけや少量メニューの導入、さらにドギーバッグの利用促進を含む持ち帰りなどの啓発を一層推進します。

飲食関連事業者の利用者を対象とした3010（さんまるいちまる）運動を推進するため、これまでに市内の飲食関連事業者など事業者を対象に配布してきたポスターやチラシに加え、飲食関連事業者と市が連携・協力し啓発を行う制度を創設したので、新たに市が啓発用のステッカーを作成し、店頭への啓発を依頼します。

＜食品ロス削減の啓発＞

○家庭向けパンフレット

「食材を必要な量だけ買って食べきる」ことをキーワードに、一日の摂取量の目安や、食材の保管方法などを紹介しています。

○飲食店向けチラシ

お店で飲食されるお客様に向けて、「Mottainai Spirit in Kamakura」と題した食べ残しをしないように呼びかけるチラシを掲示し、飲食店で食品ロスが出ないように啓発しています。



写真：家庭向けパンフレット/飲食店向けチラシ

(3) 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR

食品ロスの削減等、ごみの減量・資源化に貢献している排出事業者や収集運搬業者に対して優良事業者認定制度を導入し、その取組を表彰するなど、インセンティブが働く仕組みづくりを検討します。

(4) 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究

家庭系食品ロスの主な発生原因は、国の食品ロスの基本的な方針によると「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」とされています。平成30年度（2018年度）に実施した本市の家庭系ごみ質組成調査では、「直接廃棄」にあたる未開封食品類が燃やすごみ全体の2.09%ありますが、「食べ残し」と「過剰除去」にあたる部分について本市では「調理残さ」「食べ残し」を含めた生ごみに分類しており、燃やすごみ全体の44.3%でした。

今後、国が示す食品ロス発生量の組成調査を実施するなど食品ロスの内容や発生要因を分析するとともに、効果的な削減方法等に関する調査、研究を実施します。

(5) 未利用食品を活用するための活動の支援

未利用食品を活用するため、定期的にフードドライブを開催し、まだ食べられるにもかかわらず使わない食材を市民から提供いただき、イベントや福祉事業で使用する取組を行っていますが、開催期間の拡大など、さらなる充実を図ります。また、食品の製造、販売を行う事業者に対しては、フードバンクの活用促進が図れるよう、提供できる食品などの情報提供を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で発生する未利用食品については、民間事業者が提供する余った食品の情報提供サービスアプリ等の活用を検討します。

施策1-2 リデュース（発生抑制）の推進（食品ロス以外）

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくために、リサイクルに先立ち、家庭や事業活動におけるごみの発生そのものを減らすリデュース（発生抑制）の取組を拡充します。

特に、燃やすごみの約半分を占める生ごみについては、工夫次第で減量できる余地が多いことから、優先して取組を促進します。

さらに、リデュースは、発生源である店舗や事業所において実施することが求められるため、拡大生産者責任に基づき、生産、流通、販売工程で使用される使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上について事業者働きかけます。

また、事業系ごみ処理手数料については、ごみの減量に向けた意識を高める効果があることから、ごみの排出量の状況、社会情勢等を勘案しながら見直しについて検討を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえたリデュースのあり方については、令和3年（2021年）1月に中央環境審議会循環型社会部会が策定した「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について」では、「新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生目的を中心としたプラスチックの果たす役割が再認識されるとともに、エッセンシャルユースの増加などプラスチックの排出実態の変化等も生じています。また、このような状況を踏まえれば、回避可能なプラスチックのリデュースの徹底をはじめとする3R+Renewableの基本原則に沿った対応がこれまでもまして重要になる。」と示されています。また、令和3年（2021年）6月に製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の促進を図るため「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が可決されました。

使い捨てプラスチックをはじめとしたリデュースの取組については、これらの点も踏まえて検討を行います。

【主な取組】

(1) 使い捨てプラスチックの削減

マイボトルの普及、使い捨てプラスチックの発生抑制を目指して、市内公共施設のほか民間施設にも呼びかけ、水道管直結式ウォーターサーバーを設置し、給水スポットを拡げるとともに、マップを作成して情報提供を図ります。

レジ袋の有料化を踏まえ、マイバッグの一層の普及を目指して市内の事業者と連携して効果的な施策を検討します。

(2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応としては、今後、衛生面による使用に配慮しつつ、新しい生活様式の中で過剰な使用といえるごみや資源物の削減に向

けて、引き続き、分別の徹底やリデュース施策の推進を図るとともに、ごみや資源物の量や質について組成調査等を通じて状況を把握し、必要な施策を講じます。

(3) 水切りの普及啓発

生ごみの約8割は水分であることから、水切りを普及させることによって、燃やすごみの減量や悪臭の防止、ごみの燃焼効率の向上などが期待できます。家庭、事業所における水切りについて呼びかけを継続するとともに、取組の実践に向けて、水切りの効果や具体的な取組方法について普及啓発を行います。

(4) 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及

生ごみ処理機のさらなる普及拡大を目指すため、助成制度を継続し、ライフスタイルに合った使用方法や費用に関する情報提供を行います。また、生ごみ処理機購入後に、継続して使用していただくよう、購入者の利用状況等を調査し、必要なフォローアップを行うなど生ごみ処理機の使用促進に努めます。

なお、大規模な建築物の開発事業においては、共用型の大型生ごみ処理機または市長が認めるディスポーザー排水処理システムの設置を義務付け、生ごみの減量を進めます。

<自治会における生ごみ処理機 100 台普及運動>

鎌倉ハイランド自治会では、自治会組織が中心となり、非電動型生ごみ処理機「キエーロ」20台を共同購入して3か月間使用実験を行いました。その後 100 世帯への普及を目標とした結果、5 か月後に100台を達成しました。成功のポイントは、次のとおりです。

- ★年度内に100台という明確な目標を掲げたこと。
- ★毎月、自治会便りに普及実績やごみ削減ワンポイントアドバイスを掲載し、3か月ごとに評価会議とワークショップを実施することで情報と意識を共有したこと。
- ★自治会組織を巻き込んで一斉に取り組んだこと。
- ★市への申請代行や、問題があった場合の相談体制など、会員の利便性を図ったこと。
- ★地域の皆で取り組むことで、話題となり楽しく取り組むことができたこと。

(5) 事業所から排出される生ごみ資源化の促進

多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への誘導を図るとともに、事業所から排出される生ごみの資源化を促進するための制度を検討します。

また、県内に活用できる登録再生利用事業者が少ないことが近隣市町においても共通の課題となっていることから、県外施設の利用も視野に入れて情報収集を行うとと

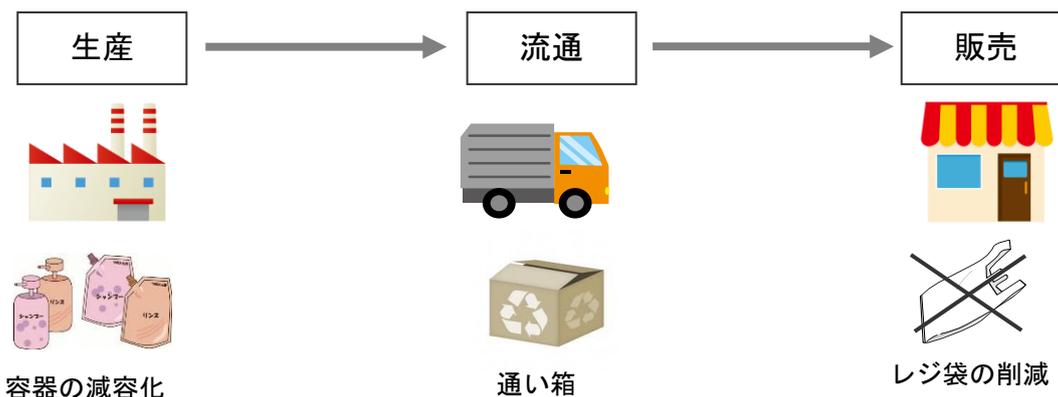
もにごみ処理広域化の連携の中で、対応策について検討します。

事業系生ごみ処理機については、対象を拡大し、大型だけではなく小型の機器等も助成対象とするとともに、公共施設等への大型生ごみ処理機の導入を推進します。

(6) 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上

拡大生産者責任に基づき、事業者、関係団体と連携し、事業活動において、生産、流通、販売工程で使用される使い捨て物品や包装紙等の削減を推進します。例えば、工場における容器包装の減容化、流通工程における通い箱の使用、販売工程におけるレジ袋の一層の削減、量り売りなどを促進します。また、省資源化、耐久性の向上、リサイクルが簡単な製品の設計等といった取組を通じて、ごみを減らし、資源の利用を極力少なくするよう事業者働きかけます。また、拡大生産者責任に基づく事業者の負担の明確化や事業者の発生抑制等を促進するような制度づくりについて、引き続き、国や県に要望します。

図2-8 生産、流通、販売工程における使い捨て物品等の削減



(7) 事業系ごみ処理手数料の見直し及び家庭系ごみの有料化の継続

事業系ごみについては、ごみ処理に伴う適正な財政負担を求めていくことが必要です。事業系ごみ処理手数料については、令和元年（2019年）7月に国が示した「食品リサイクル法に基づく基本方針」により再生利用促進のための措置として、処理に係る原価相当の料金を徴収することが位置付けられたことから、近隣市との均衡や社会情勢等を勘案しながら、事業系燃やすごみ及び植木剪定材の処理手数料を見直します。

なお、家庭系ごみについては、引き続き、ごみの減量を図りつつ、燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を継続します。

施策1-3 リユース（再使用）の推進

リデュース（発生抑制）とともに、3Rの中で優先順位の高いリユース（再使用）の取組を促進するため、社会全体で「ものを大切に使う」意識を高めていく必要があります。

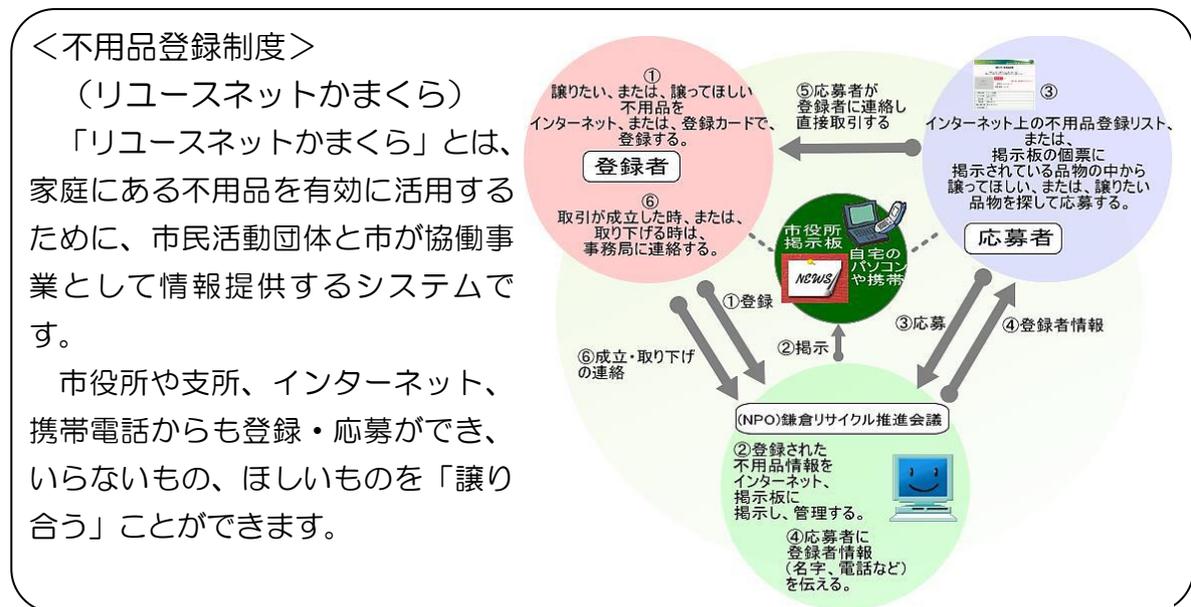
家庭における不用品を登録し、市民同士で交換する不用品登録制度（リユースネット）など、リユースに関する施策を拡充します。

また、バザーやリサイクルショップなど、すでに地域や民間事業者、各種団体が主体的に取り組んでいる活動が円滑に継続できるよう、情報提供などの必要な支援を行います。

【主な取組】

(1) 不用品登録制度などのリユース制度の拡充

不用になった家具等のリユースを進めるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向け、制度の積極的な情報提供を行います。その他使い捨てプラスチックの削減を図るため、イベントにおけるリユース食器の利用に対する補助制度を含め、より身近で効果が期待されるリユース制度の拡充を目指します。また、書籍等について市民からの寄附事業を推進します。



(2) リサイクルショップ等の民間事業者に関する情報提供

バザーやフリーマーケット、リサイクルショップ、インターネットオークション、フリーマーケットアプリなど、地域や民間事業者、各種団体が主体となるリユースの活動が拡大しています。より多くの市民が気軽にリユースに取り組めるよう情報提供等を積極的に行います。

施策1-4 リサイクル（再生利用）の推進

2R（リデュース、リユース）の取組を行ってもなお排出されるものについては、資源として有効利用していくために、リサイクルを進めていきます。

本計画において資源化の対象となっている家庭系生ごみについては、新たな資源化品目として施設整備を図って処理します。また、紙おむつについては、最適な資源化手法を検討し資源化を図ります。

事業系生ごみについては、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者への搬出を誘導するとともに、燃やすごみについて最新の資源化技術を踏まえて民間施設での資源化を図ります。

本市の事業系燃やすごみには約24%の資源物・産業廃棄物、家庭系には約21%の資源物が混入しているため、ごみと資源物のさらなる分別徹底を図ります。

店舗におけるリサイクルの推進としては、拡大生産者責任の考え方にに基づき、スーパー等における資源物の店頭回収を促進します。

【主な取組】

(1) 家庭系生ごみの資源化

生ごみの資源化については、平成29年度（2017年度）から施設整備に向けて検討を行っており、引き続き、好気性の微生物を活用した生ごみ資源化の処理体制を構築するため、最適な施設整備の方法及び収集方法の検討を行います。

施設建設に当たり、周辺住民に対する説明会や広域実施計画のパブリックコメント等で課題として挙げられている臭気対策や収集車両の影響等については、先進事例を十分研究して万全な対策を講じるとともに、具体的な数値等根拠を示しながら住民に分かりやすく説明し、理解を得て進めます。また、地域貢献型の施設とするための検討を行います。

(2) 紙おむつの資源化

紙おむつの排出量は、燃やすごみの組成調査の結果、本市において家庭系ごみの約7%、事業系ごみの約9.5%を占めています。国においても資源化の推進を図っており、今後、環境省の紙おむつ資源化ガイドライン、先進自治体や民間事業者の資源化に向けた進捗状況、費用対効果を踏まえて資源化処理体制を構築し、最適な施設整備方法等について検討を行います。

(3) 事業系ごみの最適な資源化

事業系生ごみの資源化については、県内の登録再生利用事業者の受け入れ体制を確認し、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者に対して情報提供するとともに、

収集運搬ルート確保等について要請します。

また、昨今の資源化技術の発展を踏まえ、混合ごみのまま処理が可能な手法について、処理の確実性や環境負荷の軽減、費用対効果等を踏まえて具体的な選定手続を行い、事業者への処理委託を進めます。

(4) ごみと資源物の分別徹底

市民や事業者にごみと資源物の分別を徹底していただきながら、適正な収集、円滑なリサイクルの推進を図ります。

(5) 店舗等の店頭回収の促進

リサイクルを促進するために、拡大生産者責任の考え方に基づき、スーパーやコンビニエンスストア各店舗における資源物（ペットボトル、トレイ、紙パックなど）の店頭回収を促進します。引き続き、スーパー等事業者への要請を行うとともに、市民に対して説明会やごみ減量通信等において周知を図ります。



ライフスタイルや事業活動の見直しを促す情報発信の推進

施策2-1 市民に対する働きかけ

ごみに対して関心が高い市民は非常に多く、その高い意識を継続していただけるよう、分かりやすく3Rの意義を解説し、だれもが実践しやすい3Rの方法を周知していくことが重要です。また、若年世代や転入者、単身世帯など比較のごみに関心が低いとされる層に対しても、情報が行きわたるように情報ツールなどの工夫を行います。

また、循環型社会の形成のため、次世代を担う人材育成として、引き続き、環境教育の充実を図ります。地域における3Rの活動については、さらに主体的な活動が充実し、地域で自立した活動ができるよう支援、育成を図ります。

【主な取組】

(1) ライフスタイルの見直しに向けた啓発

大量消費・大量廃棄から、資源をできる限り消費せず、ごみをなるべく出さない、ものを大切にするライフスタイルへの転換を促し、海洋汚染など環境負荷の低減を図るため、使い捨てプラスチックの削減に向けて、マイバッグ、マイボトル、マイ箸を使用するなど、啓発を引き続き行います。また、商品の購入・所有にこだわらないレンタルやシェア（共同所有）などの新しい価値観は、経費の節約だけではなく、3Rにつながることを情報発信します。

(2) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供

市民に対して、分別区分やごみの発生量等の基礎情報に加え、3Rの意義や具体的な取組方法、効果などを積極的に情報提供します。幅広い世代に分かりやすくキャラクターを使用するなど、興味関心を引く効果的な情報提供を行います。



かまくら3R推進キャラクター

(3) 多様なツールによる情報発信

従来の広報やごみ減量通信といった紙媒体、ごみダイエット展、説明会等は情報発信の手段として重要と考えられます。一方で、若年世代や転入者、単身世帯など比較的小さいごみに関心が低いとされる層への周知を図る必要があります。インターネットの浸透やスマートフォンの普及、Facebook や LINE などの SNS の普及を踏まえるとともに、不特定多数の人に PR できるような多様なツールによる発信により、誰もが 3 R に関する情報に触れられる環境をつくりまします。

(4) 学校等における環境教育等の推進

3 R の取組の実践やライフスタイルへの定着を図るには、ごみの減量やリサイクルについて幼少期から知識や体験によって学ぶことが効果的と考えまします。また、命の大切さや食物への感謝の気持ちを養うなど、環境教育、食育を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を子供たちに促すことにより、家庭や地域へ波及することが期待できまします。引き続き、教育機関等と連携し、出前講座や処理施設の見学等の体験学習の推進を図りまします。

(5) 地域での環境学習や 3 R の取組支援

自治・町内会など地域単位で参加する施設見学会、修理修繕教室や衣類のリフォームなどを学習する機会を提供するとともに、ごみの発生抑制、減量・資源化の推進に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付する 3 R 推進事業奨励金交付制度など地域に根差した 3 R の取組に対する支援を行います。

(6) 不適正な排出に対する指導

家庭系ごみの有料化により燃やすごみの中の資源ごみの割合が一時減少したものの、平成 30 年度（2018 年度）は増加傾向にあることから、資源物混入率が高い地区、周知が行き届いていない地区、ワンルームなどの共同住宅、転入者を中心に分別の周知等を行います。また、不適正排出に対しては、公平性を担保するために、必要に応じて不適正排出物の内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行います。

施策2-2 事業者に対する働きかけ

事業系ごみについては排出事業者が収集運搬業者や処理業者と契約しており、細かな分別区分は排出事業者の契約先ごとに異なっています。市では分別の概要を周知してきましたが、排出事業者に情報が行き届いていないという実態があることから、分かりやすい分別マニュアルの作成や、業種別にごみ減量の取組事例を紹介するなど、適正処理につながるきめ細やかな情報提供を行います。

【主な取組】

(1) 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供

事業系ごみは、業種や業態、規模などによって排出実態が多岐にわたり、ごみの減量・資源化についての具体的な取組方法の事例が少ないことや、市外在住者を含む従業員への周知も課題となっています。各業種における3Rの具体的な取組事例を情報収集し、社内教育の事例や分かりやすい分別マニュアルを作成し、業種にあわせてきめ細かく分かりやすい情報提供を行います。

(2) 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導

市では、現在、今泉クリーンセンターにおける展開検査によって、排出事業者及び収集運搬業者に対する適正排出の指導を行っていますが、依然として20%以上の資源物や産業廃棄物が混入しています。今後も、検査による指導を継続するとともに、専任の職員が事業者を訪問し、適正排出の指導を行うことで、事業系ごみの分別徹底を図り、資源物や産業廃棄物の混入を防ぎます。特に多量排出事業所に対しては、減量化及び資源化計画書の提出等により、指導を徹底します。

<検査機による展開検査>

市の焼却施設へ搬入される事業系ごみへの資源物や産業廃棄物の混入を防止するため、平成25年(2013年)1月からごみ投入検査機を設置し、搬入された事業系ごみの展開検査を強化しています。





基本
方針
3

適正かつ持続可能なごみ処理の推進

施策3 適正かつ持続可能なごみ処理の推進

3Rの取組を進めたうえで排出されるごみについては、環境負荷を極力低く抑えた処理を継続するとともに、処理経費による費用負担を軽減し、安全で安定した持続可能な処理体制の確立を目指します。

【主な取組】

(1) ごみの適正処理の推進

3Rの取組を進めたうえで排出されるごみについては、適正かつ安定的に処理を行うとともに、将来におけるごみの状況を考慮し、長期的な視点を持った処理体制の確立を図ります。

(2) 処理における環境負荷の低減

ごみ処理及び資源化における環境負荷を低減するため、効率的な収集運搬、収集運搬車両における低公害車の導入、環境負荷の低い中間処理方法を検討し、ごみ処理施設の適正な維持管理を実施します。

(3) 処理経費の削減に向けた検討

ごみ処理量の削減に努めるとともに、現在の処理経費を踏まえ、収集運搬、中間処理、最終処分方法について適宜見直しを行い、可能な限り処理経費を削減します。

(4) 不法投棄、持ち去り対策の推進

ごみの不法投棄を未然に防止し、良好な生活環境を保全するため、山林等の不法投棄されやすい場所におけるパトロールや不法投棄防止看板の設置を行います。また、土地所有者には不法投棄の未然防止に努めるよう協力を求めています。

クリーンステーションに出された資源物は市の所有物であるため、パトロールや看板設置により持ち去りの未然防止に努めます。なお、不法投棄や持ち去り対策は警察と連携して対応します。



市民サービスの向上や事業者の適正処理に向けた環境の整備

施策4-1 市民サービスの向上

超高齢社会の到来や行政サービスの向上などを考慮し、高齢者や障害者等に対する収集体制のあり方を検討する必要があります。さらに、収集方法や資源化方法を見直し、より分別しやすい方法を調査研究します。

(1) 家庭系ごみ戸別収集の検討

戸別収集は、ごみ減量施策の一つであるとともに、ごみ出しに対する高齢者や子育て世代などの負担軽減が図れることや、高齢者の地域の見守り活動等に役立てる効果があると考えます。

また、排出状況の悪いクリーンステーションなどが廃止されることで、収集環境・景観の向上やクリーンステーション周辺の市民の負担軽減に寄与することが期待できます。

戸別収集については、市民アンケート調査において戸別収集モデル地区で81.8%が実施に賛成している一方、クリーンステーション収集地区では75.2%がクリーンステーションのままで良いとするなど、戸別収集を経験した有無によって異なる考え方が示されており、引き続き、費用負担を含む反対の理由や戸別収集のメリットなど改めて整理を行い市民理解が得られるよう検討します。

特に、戸別収集の実施の検討に当たり、市民から早期に高齢者の負担軽減を図るべきとの意見を多くいただいています。補完策として現行の声かけふれあい収集では、市職員が週1回安否を確認しながらごみを収集しています。これまで、対象者を介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみの世帯等にしていましたが、対象者や収集方法等について制度の見直しを図ります。

(2) 分別しやすい排出方法の検討

現在の家庭系ごみは、5分別21品目あり、分別が困難な方もいることから、より一層分かりやすい情報提供に努めるとともに、今後の処理体制においては、分別しやすい排出方法の視点を踏まえて検討します。

施策4-2 事業者の適正処理に向けた環境整備

ごみが少ない小規模排出事業所は、個々に収集運搬業者と契約すると効率が悪く、経費が高くなる等の理由で、地域のクリーンステーションに排出しているという現状があります。市では、こうした小規模事業所が、排出者責任に基づき事業系ごみとして適正処理しやすい体制を検討します。

また、ごみの減量・資源化に貢献している事業所の取組を積極的にPRすることで、ごみの減量・資源化に取り組む事業所を増やします。

(1) 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討

小規模事業所を対象とした処理体制については、事業系有料袋による収集や、オフィス町内会形式（複数事業者による資源物の収集）による古紙等の収集など、小規模事業所がごみの減量・資源化を行い、排出しやすい最適な処理体制を検討します。

(2) かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート

環境経営の取組を考えている市内事業者が無料で市に登録し、環境マネジメントに取り組むシステム「かまくらエコアクション21」については、導入に向けた事業者へのサポートを行います。



市民、事業者、行政の連携・協働による取組の活性化

施策5-1 市民、事業者、行政の連携・協働体制の整備と取組の推進

3Rを進めるためには、消費行動や経済活動に係る市民、事業者、行政の連携・協働が欠かせません。市は、市民、事業者、市民団体など、様々な主体との連携の強化を進め、各主体が自立した取組を展開し、複数の主体が協働して取組を発展できるような体制の整備を行います。

(1) 3R推進に向けて、市民、事業者、行政の連携した取組

各主体間における情報交換や交流を深め、市民、事業者、行政が連携してごみ問題を考え、3R推進に向けて取り組みます。

(2) 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働

廃棄物減量化等推進員は、自治・町内会や商店会から選出しており、市民や事業者と市との掛け橋を担っているため、3Rを進める地域のリーダーとして行動します。

また、市は、主体的に3Rに取り組む関係団体と情報交換を行い、3Rの取組が発展していくよう検討します。

(3) 市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知

ごみの減量や資源化に対する理解や関心を高めるため、各種広報媒体や地域コミュニティなどを通じて市のごみ処理事情や施策、取組状況等に関する情報発信を積極的に行います。

(4) 滞在者に対する協力の呼びかけ

市内への通勤・通学者や観光旅行者に対し、マイバッグの使用やごみの出にくい商品の選択、3Rに取り組んでいる店舗での購入、食品ロスの削減やごみの持ち帰りなど、SNSやメディア等を通じて情報発信を行います。また、多言語の表記を行うなど、外国人旅行者にも分かりやすい表記をします。

施策5-2 事業所としての市の取組

市は、事業所の一つとして率先して3Rに取り組みます。取組に当たっては、市で定めた環境方針に基づき、ごみの減量・資源化やグリーン購入の他、職場内の教育や啓発を行い、職員一人ひとりの取組を促進します。

(1) 市施設における3Rの取組

本市が率先して環境に配慮した取組を実践するため、ミックスペーパー、プラスチック類、生ごみなどの資源化を推進し、ごみの減量に努めます。また、市役所、学校、その他市の施設において、職員一人ひとりが率先してマイバッグやマイボトルの使用、紙の使用量の削減などの3Rの取組を進めます。

(2) 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進

市が購入する物品や資材は、再生品やグリーン購入対象品など長く使用できるものを選択するよう推進します。



将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

施策6 将来にわたる安定的なごみ処理体制の構築

本市は、本計画の基本理念である環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、生ごみと紙おむつの資源化を促進するとともに、事業系ごみの登録再生利用事業者への誘導や燃やすごみの全量資源化を図ることで、できる限り燃やすごみの削減を行い、ゼロ・ウェイストの実現を目指します。

名越クリーンセンターでの焼却を停止する令和7年度（2025年度）以降に排出される燃やすごみは、広域実施計画に基づき逗子市の既存焼却施設で処理を行います。新たな資源化を進めることにより、将来的には逗子市焼却施設で全量処理しますが、資源化を進めている間は、逗子市焼却施設とともに民間事業者等も活用して確実に処理を行います。

将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として、2市1町以外の県内の市町村との連携や民間活用による処理が図れるよう、バックアップ体制を構築します。

さらに、焼却処理以外のその他の処理施設についても処理方法のあり方の検討を進めます。

(1) 広域連携による新たなごみ処理体制の構築

広域連携によるごみ処理を確実に進めるため、今後、様々なごみ減量・資源化施策、各市町が担うごみ処理の役割分担、既存施設の共同処理の方法等について検討を進めます。連携体制としては、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」を事務運営に係る連絡会議として充実させ、事務の委託に係る執行状況を相互にチェックする体制を整備します。

逗子市焼却施設停止後の将来の広域連携のあり方については、今後、焼却量の減少やごみ処理施設の集約化を見据え、2市1町の枠組だけで新たな焼却施設を建設するのではなく、現在、策定中の神奈川県広域化・集約化計画の進捗状況を踏まえ、広域化ブロックの見直しや県内の他市町村との連携について、神奈川県等との協議を進めます。

(2) バックアップ体制の構築

民間施設を活用した処理体制の構築に係るサウンディング調査を実施し、長期にわたる安定的なごみ処理を担保するためのバックアップの考え方や連携体制等について

ヒアリングを行い、民間事業者のノウハウや新たなごみ処理技術について情報収集を行いました。

今後、将来にわたり安定的なごみ処理体制が図れるよう、施設に故障が生じた場合など不測の事態に備え、県内他市町村との連携のほか、民間事業者とバックアップ協定を締結し、安定的な処理体制を構築します。

* サウンディング調査は、民間事業者との対話（意見交換）を通じて事業者が参加しやすい条件や事業に対するアイデアを把握する調査

(3) 災害時の協力支援体制

災害発生に備え、廃棄物処理を行う民間事業者等と災害支援協定等を締結し、処理体制を構築します。

災害発生時には、鎌倉市災害廃棄物処理計画に基づき、被害状況に応じて、国や県、関係団体等と連携し、災害廃棄物処理を行います。

被害が甚大で広域に及ぶ場合には、D. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）を活用します。

(4) ごみ処理施設等のあり方の検討

笛田リサイクルセンターをはじめとする資源化施設など、本市のごみ処理施設のあり方についても併せて検討します。